各国における入管収容制度

収容期間の上限

なし(※1)

なし

90⊟

6か月(※2)

なし(※3)

オースト

ラリア

カナダ

フランス*

ドイツ*

日本

韓国	なし	(%4)	公式統計なし	公式統計なし	法律:Immigration Control Act 統計: <u>Global Detention Project</u>
スウェー デン*	2か月(※5)	なし	4,144人(2019年/年間) 462人(2019年末時点)	平均27.8日(2019年)	法律:Alien Act 統計: <u>AIDA</u>
イギリス	なし	4か月毎(2018年~)	14,086人(2019年/年間) 1,637人(2019年末時点)	29日未満:18,042人、29日-2か月:3,623人、 2か月-1年:2,719人、1年以上:128人 (2019年に放免された者)	法律:Immigration Act 統計: <u>AIDA</u>
アメリカ	90日(延長可能の場合あり)	90日・180日・18か月 経過後、その後は毎年	26,374人(2015年度の 1日あたりの平均)	平均132.4日(2020年度に放免された者)	法律:Immigration and Nationality Act 統計:Global Detention Project, ICE

^{*}EU加盟国の場合、EU指令(Return Directive 2008/115/EC)で「各構成国は、6ヶ月を超えない範囲の期限で収容期間を設定しなければならない」とされている。

被収容者数

1.458人(2020/5/31時点)

342人(2018-19年度の

1日あたりの平均)

44.355人(2018年/年間)

2,777人(2018年/年間)

21.378人(2019年/年間)

1,054人(2019年末時点)

定期的な審査

なし

48時間以內、7日間

以内、30日毎

48時間以內、48時間

経過後、30日経過後

なし

なし

収容期間

平均553日(2020/5/31時点)

平均13.8日 (2018-19年度の平均)

平均14.6日(2018年)

2週間未満:877人、2週間-3か月:1,291人、

3か月以上:26人(2018年上半期)平均24日

(2018/3-2019/6@Darmstadt-Eberstadt)

6か月未満:574人、6か月-1年:148人、1年

-2年:280人、2年以上:251人(2019/6末時

点) 平均549.5日(2020/1/1時点@牛久)

出典

法律: Migration Act 1958

統計: Immigration Detention Statistics

概要: Global Detention Project

統計:カナダ国境サービス庁

法律: Code of Entry and Residence of

Foreigners and of the Right to Asylum

統計: AIDA

法律:滞在法

統計: AIDA、Global Detention Project

法律:出入国管理及び難民認定法

統計:e-Stat、福島みずほ

Official Site、難民支援協会

^{※1:1994}年の法改正で上限(273日)廃止。ビザを取得、もしくは出国によってのみ収容から解放されるとした。

^{※2:}可能な限り最短とされている。送還を妨げる場合は更に12か月延長可能。 ※3:退去強制令書に基づく収容の場合。

^{※4:3}か月を超えた場合、3か月間延長するごとに長官による承認が必要。

^{※5:}特別な事情がある場合に限り延長可能。ただし12か月を超えることはできない。